

高山市営墓地の使用者募集

1. 募集区画 別紙「高山市営墓地 募集区画（令和5年後期）」のとおり

墓 地 名	所 在 地	区画数
宗猷寺(そうゆうじ)墓地	宗猷寺町 234 番地	14 区画
法華寺(ほっけじ)墓地	天性寺町 64 番地	5 区画
素玄寺(そげんじ)墓地	天性寺町 109 番地 1	16 区画
大雄寺(だいおうじ)墓地	愛宕町 82 番地 1	5 区画
雲龍寺(うんりゅうじ)墓地	若達町 1 丁目 89 番地	2 区画
大隆寺(だいろゅうじ)墓地	春日町 229 番地	3 区画
城山(しろやま)墓地	城山 99 番地	2 区画
北ヶ洞(きたがほら)墓地	左京町 172 番地 1	13 区画
宇津江(うつえ)墓地	国府町宇津江 2947 番地	92 区画

2. 申込方法 「墓地使用許可申請書」及び「誓約書」に記入し、住民票を添えて受付場所に提出（郵送可）
3. 募集期間 令和5年12月18日（月）～令和6年5月20日（月）
（持参）午前8時30分～午後5時15分 ※土日祝日を除く
（郵送）上記期間内必着
4. 受付場所 高山市役所 財務部契約管財課 電話 0577-35-3135
高山市国府支所 地域振興課 電話 0577-72-3111
5. 永代使用料 1㎡あたり 30,000 円
市内に住所を有しない方は2倍の額になります。
6. 維持管理費 1区画あたり年 470 円（宇津江墓地のみ）。2年に1度、2年間分を前納していただきます。
7. その他
- ・宇津江墓地以外の市営墓地には駐車場はありません。
 - ・改葬には市への申請が必要です。また、私有地にお墓を建立することは違法です。

市営墓地使用許可条件

- ① 建墓する際には事前に市担当者との立ち会いにより使用区画の範囲を確認すること。
- ② 許可後2年以内に墓石設置の基礎工事を完了すること。
- ③ 墓地を使用しなくなった場合は必ず『墓地返還届出書』を高山市契約管財課または国府支所へ提出すること。その場合、使用した墓地は更地にして返還することとし、その状況がわかる現況写真を添付すること。
- ④ 墓地の使用権を転貸、譲渡することはできない。ただし、祖先の祭祀を主宰する者（承継人）への譲渡はこの限りでない。
- ⑤ 自然現象及び自然災害、又は市が墓地管理上墓標に損傷を与えることがあっても、市はそれらの損害を一切補償しない。
- ⑥ 墓地区画については、土台部分および周囲のブロック塀等（地中にコンクリート部分（カロートや基礎の一部等）が存在する場合にはそれらも含める）を含めた現況有姿での引渡しを受け、利用開始後は責任を持って管理していくこと。利用開始後に撤去及び補修する場合にかかる費用について市は一切負担しない。
- ⑦ 市の正当な理由により墓標の移築を要求したときは、速やかに移築すること。ただし、移築にかかる費用について市は一切負担しない。
- ⑧ 宇津江墓地の維持管理料は、納期限までに納付すること。
- ⑨ 既納の使用料等は返還しない。
- ⑩ 宇津江墓地以外の市営墓地には駐車場はありません。